

【6月補正予算】物価高騰に係る見附市独自の追加支援策

エネルギー等の物価高騰の影響を受けている事業者を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、水道の使用量が多い口径40ミリ以上の水道メーターを使用している市内事業者に対し、水道料金のうち基本料金の減免を行います。

支援対象事業者は、製造業をはじめ、医療・福祉、子育て施設などを含むさまざまな事業者となっています。

1. 減免対象者

口径40ミリ以上の水道メーターを使用している見附市内の事業者（約190事業者）

※市が直接管理運営する施設は対象外

2. 減免内容

水道料金の基本料金を6か月間減免

3. 減免額（1事業者あたり）

口径40ミリの場合：9,108円×6月＝ 54,648円

口径50ミリの場合：13,915円×6月＝ 83,490円

口径75ミリの場合：31,625円×6月＝ 189,750円

口径100ミリの場合：56,925円×6月＝ 341,550円

4. 減免期間

令和7年秋頃（システム改修完了後）から6か月間

5. 減免方法

対象者には基本料金を差し引いて水道料金を請求（対象者からの申請は不要）

6. 事業費及び財源

【事業費】水道事業会計 17,700千円

・減免額 2,700,000円/月×6か月＝16,200千円

・システム改修費 一式 1,500千円

【財源】一般会計繰入金 17,700千円

※一般会計での財源

・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 17,643千円

・前年度繰越金 57千円

7. その他

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関連としては、この他に定額減税補足給付金の給付に係る必要経費（118,300千円）を増額補正しました。

<参考>口径25ミリ以下の基本料金

口径13ミリ：1,265円/月、口径20ミリ：2,277円/月、口径25ミリ：3,542円/月